

震災復興情報

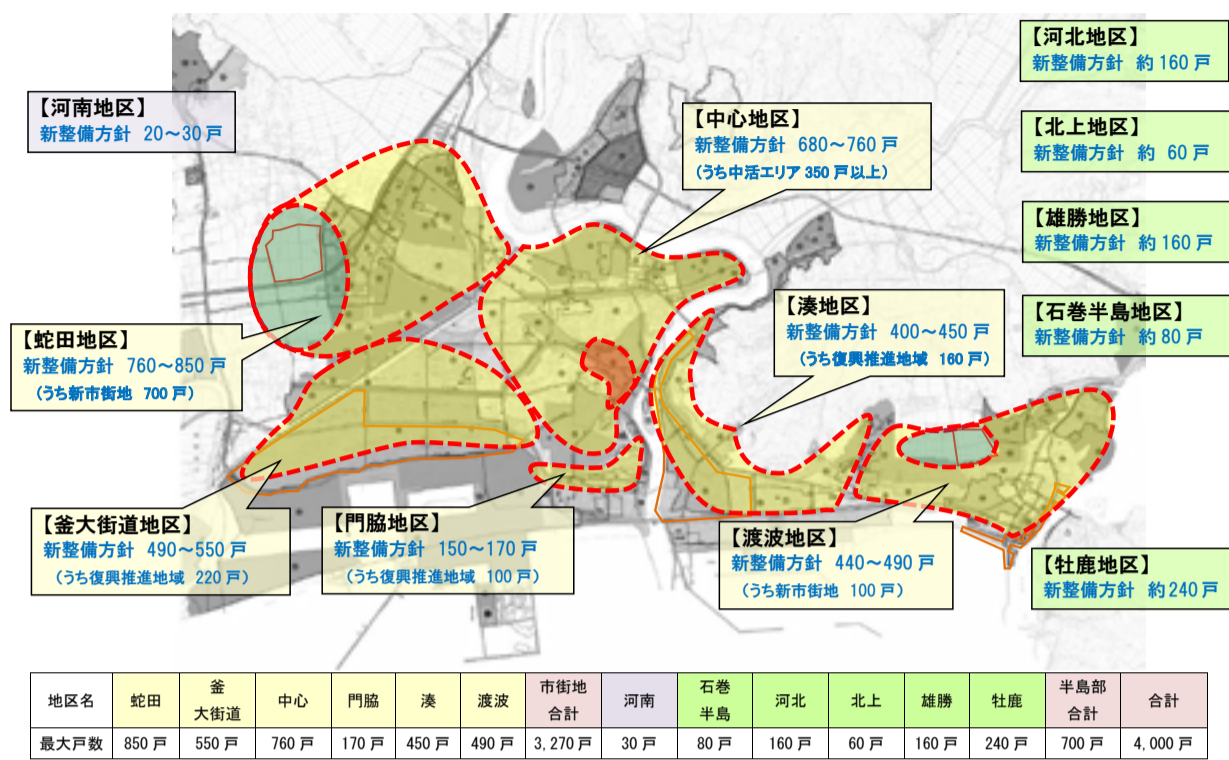
- 皆さんに伝えたい情報を早くお知らせ
- 必要な手続きをお早めにお知らせ
- 困り事は気軽に相談を
- 内部を認めた上で募集
- お楽しみイベント

「災害公営住宅」地区別整備計画

今年6月から8月にかけ実施した「今後の住まいに関する個別面談」と、8月に実施した「災害公営住宅への入居に関する意向調査」の結果を基に、地区別供給計画の暫定方針を見直すことにしました。

戸とし、石巻地区については市街地を6地区に分け、さらに河南地区を加え、各地区の整備目標戸数を設定し、地域の均衡ある災害公営住宅の整備を進めていきます。

【問】復興住宅課 (内線5556)



災害公営住宅地区別整備計画戸数

震災に伴う家屋の被害調査について再調査の申請受付は年内で終了します

市内全域におよんだ甚大な被害の状況等を考慮し、「1次判定に対する再調査」は、期限を延長して受け付けていましたが、県内の他市町村では昨年度末で終了しており、また、申請受付も減少していることから、「被害家屋再調査申出書」の申込受付は12月28日(金)をもって終了しますので、1次判定よりも被害が大きいと感じている方は資産税課窓口で一度ご相談ください。

なお、家屋の被害判定には、敷地の被害状況は加味されませんが、判定後に家屋の傾きが増した場合や敷地の割れが広がり家屋にも割れ等の影響が増した場合は再判定を検討しますので、ご相談ください。

※基礎の直下が崩落で無い等全壊判定のケースもあります。

【問】資産税課 (内線3113)

震災による倒壊家屋・事業所等解体撤去に関するお知らせ

倒壊家屋・事業所等の解体撤去については、リ災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された建物を対象に申請を受け付けています。

解体作業は、建物や現場状況等により完了まで数カ月かかる場合がありますので、解体撤去を希望する方は、早めに申請してください。

すでに申請した方で、早めに解体撤去を希望する場合は、受付窓口までご相談ください。

受付時間 午前9時～午後4時30分(土日・祝日除く)

受付場所 市役所3階解体受付窓口および各総合支所

申込期限 12月28日(金)

【問】災害廃棄物対策課 (内線3367・3374・6311・6313)

「市制度」被災者住宅応急修理補助制度のお知らせ

東日本大震災における災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」の申込受付は今年1月に終了しましたが、この制度をまだ利用していない世帯を対象に、市独自の「被災者住宅応急修理補助制度」を創設し、1世帯あたり52万円を限度として、補助金を交付して支援をします。

応急修理の範囲および箇所等の内容は、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」と同様です。

受付期限 平成25年3月29日(金)

受付窓口 市役所3階 住宅応急修理受付窓口

【申・問】建築指導課 (内線 3941・3943)

「災害復興住宅融資」相談会

住宅金融支援機構(旧「住宅金融公庫」)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修するための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

とき 11月20日(火)・27日(火)

12月4日(火)・11日(火)・18日(火)・25日(火)

午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

参加費 無料 要予約

【申・問】住宅金融支援機構東北支店 ☎ 022-227-5035

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

空き地情報バンクの募集締切迫る!!

市では、今年6月に「公共事業空き地情報バンク」を設置し、今後公共事業を行う際の候補用地として、現在旧石巻市で利活用されていない土地をお持ちで、売却を考えている方からの情報バンク登録申込を受け付けていましたが、12月28日(金)をもって、1次募集が終了となります。

この制度の利用を検討されている方は、期日までに申し込みをお願いします。

また、登録要件に合致する空き地をお持ちの方へ、市から、個別に登録のご案内をさせていただくこともあります。

申込期限 12月28日(金)

【申・問】土地利用課 (内線 5531～5536)

空き地の登録要件	注意事項
①旧石巻市の市街地区域内にあること ②被災市街地復興推進地域以外にあること ③都市計画道路等の予定地でないこと ④敷地面積がおおむね150㎡以上あり、幅員4m以上の公道に2m以上接していること ⑤更地または土地所有者により更地にできること ⑥支障となる地下埋設物等がないこと ⑦抵当権等が登記されている場合、解除できることが明らかなこと	①登録情報は、公共事業に限り活用し、公開はしません。 ②土地所有者の不動産取引等の自由を制限するものではありません。 ③市が売買契約することを保障するものではありません。 ④市が、公共事業用地として必要としたときは、土地所有者の方に、改めて売却の意向を確認します。 ⑤買取する価格は、市が委託する不動産鑑定評価の価格とします。 ⑥境界確定測量による実測面積が確定してから、交渉し売買契約とします。 ⑦土地所有者の方の故意または過失により、市が損害等を受けたときは、賠償等を請求する場合があります。 ⑧公共事業用地となる売買契約には、譲渡所得の2,000万円控除の特例措置があります。
申込方法	
①所定の申込用紙に、必要事項を記入の上、直接持参もしくは郵送をお願いします。 ②申込用紙は、市役所5階震災復興部の窓口で配布しています。また、ホームページからダウンロードできます。	